

広島県自然環境保全条例（昭和47年12月26日条例第63号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>2 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第二十二條第一項に規定する自然環境保全地域、自然公園、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第九條第二十二項</u>に規定する風致地区並びに都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域は、緑地環境保全地域の区域に含まれないものとする。</p> <p>附 則（平成三〇年三月二〇日条例第二一号） この条例は、平成三十年四月一日から施行する。</p>	<p>(指定)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>2 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第二十二條第一項に規定する自然環境保全地域、自然公園、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第九條第十五項</u>に規定する風致地区並びに都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域は、緑地環境保全地域の区域に含まれないものとする。</p>